

【中野市】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	3161	3119	3060	2933	2806	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	3635	3586	208	61	-85	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)	0	3088	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	3088	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	99%	101%	105%	110%	・((当該年度までの③の合計)/①)×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数	0	223	0	0	0	・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は⑦に記入する)。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	223	0	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率		7%				・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	・本市では、GIGA第1期において令和2年度に端末の一括整備を行っており、第2期では令和7年度に一括更新を行う。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	<ul style="list-style-type: none"> ○対象台数:3,700台 ○処分方法 ・使用済端末を学校図書館や学校支援員の使用、そのほか予備端末による再利用 :200台 ・小型家電リサイクル法の認定事業者又は資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 :3,500台 ○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する ○スケジュール(予定) 令和7年11月 新規購入端末の使用開始 令和7年9月 処分事業者 選定 令和7年12月 使用済端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項 令和7年度以降のスケジュールについては、別途定める。 					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由						

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。